

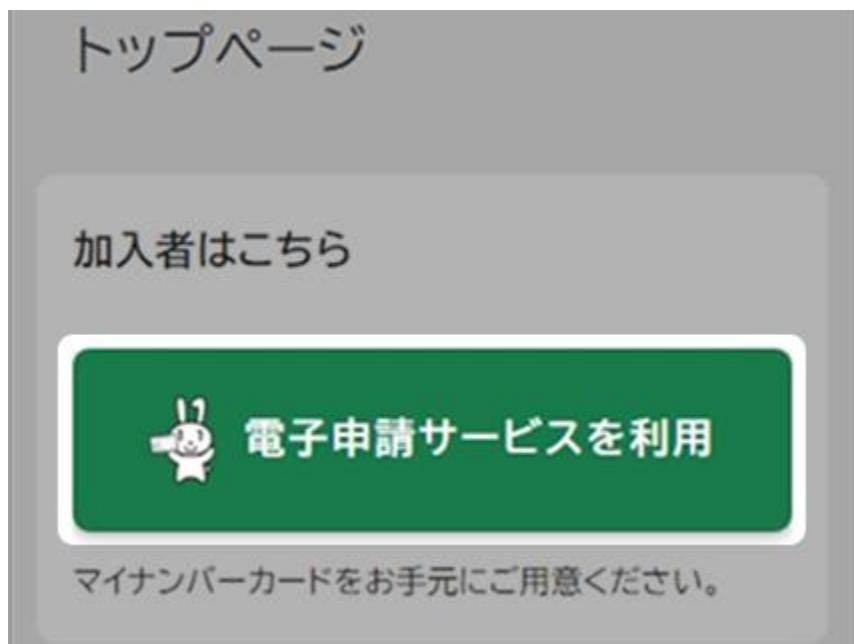
## 2-1

# 電子申請サービスへのアクセス から申請書を選択するまで

電子申請を開始するにあたり、本項では電子申請サービスのトップページから申請書を選択する画面までの操作概要について説明します。

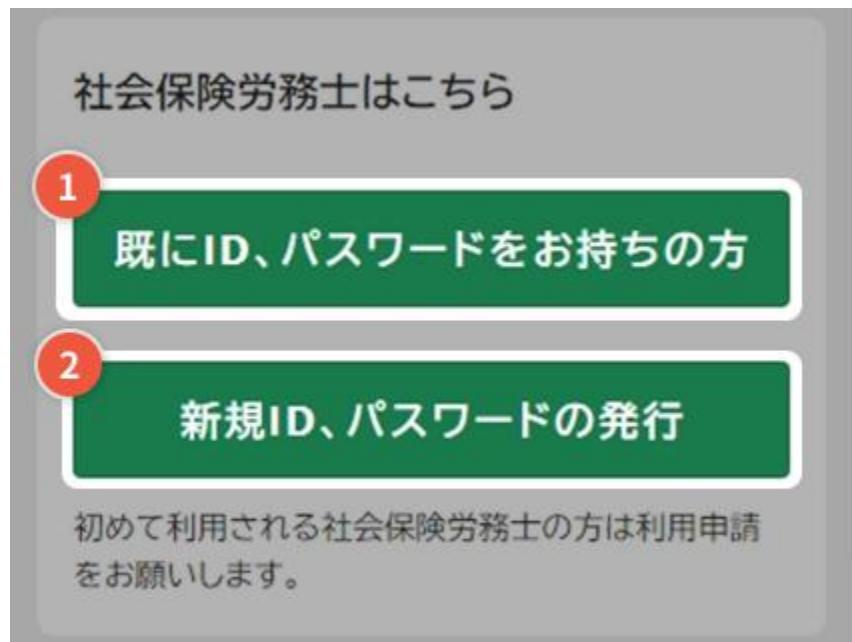
## 1. 電子申請サービスの利用の開始

### ●加入者の場合



「電子申請サービスを利用」ボタンを押します。

## ●社会保険労務士の場合



- ① 「既にID、パスワードをお持ちの方」ボタン  
アカウント発行済みの方が申請を開始する場合に押します。
- ② 「新規ID、パスワードの発行」ボタン  
初めて利用する方が申請を開始する場合に押します。

初めて利用する方 >4-1 利用申請を行う ヘ

アカウント発行済みの方 >4-2 ログインする ヘ

## 2. 利用規約の内容の確認

**利用規約**

**利用規約の確認**

ご利用にあたり、利用規約をご確認ください。

**利用規約** 

**個人情報の取扱いの確認**

ご利用にあたり、個人情報の取扱いをご確認ください。

**個人情報の取扱い** 

「利用規約」及び「個人情報の取扱い」に同意します。

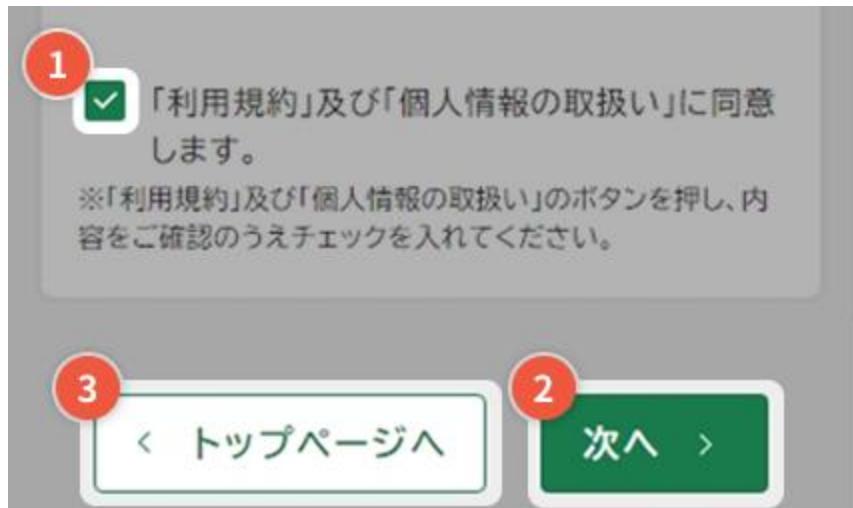
※「利用規約」及び「個人情報の取扱い」のボタンを押し、内容をご確認のうえチェックを入れてください。

「利用規約」ボタンと「個人情報の取扱い」ボタンを押します。電子申請サービスの「利用規約」、「個人情報の取扱い」に関するページが表示されますので、内容を確認します。



### 操作に関するポイント

電子申請サービスの「利用規約」や「個人情報の取扱い」に関するページは別タブで開くため、それぞれ確認後に、元の電子申請サービスのタブに戻る必要があります。



① チェックボックス

内容をご確認の上、同意される場合はチェックボックスを選択します。

② 「次へ」ボタン

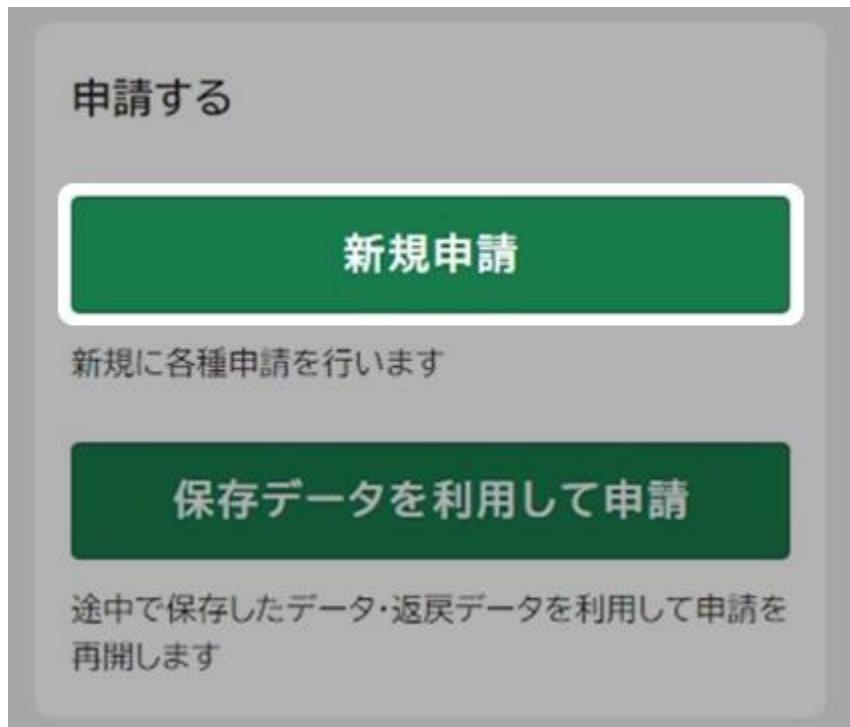
チェックボックスを選択してから、「次へ」ボタンを押すとメニュー画面へ進みます。

③ 「トップページへ」ボタン

「トップページへ」ボタンを押すと、トップページに戻ります。

### 3. 申請の開始

#### ●新規に申請を行う場合

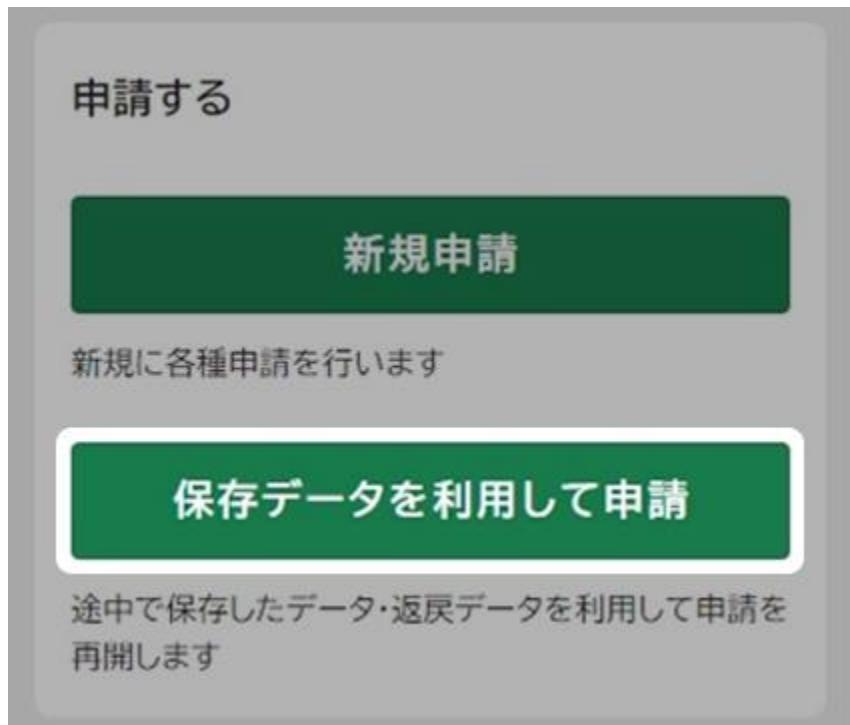


新規に申請を行う場合は、「新規申請」ボタンを押します。

> [4.申請書の選択](#)へ

## ●保存データ、または返戻データで申請を行う場合

※船員保険の申請を行った場合は保存データを利用した申請をご利用いただけません。

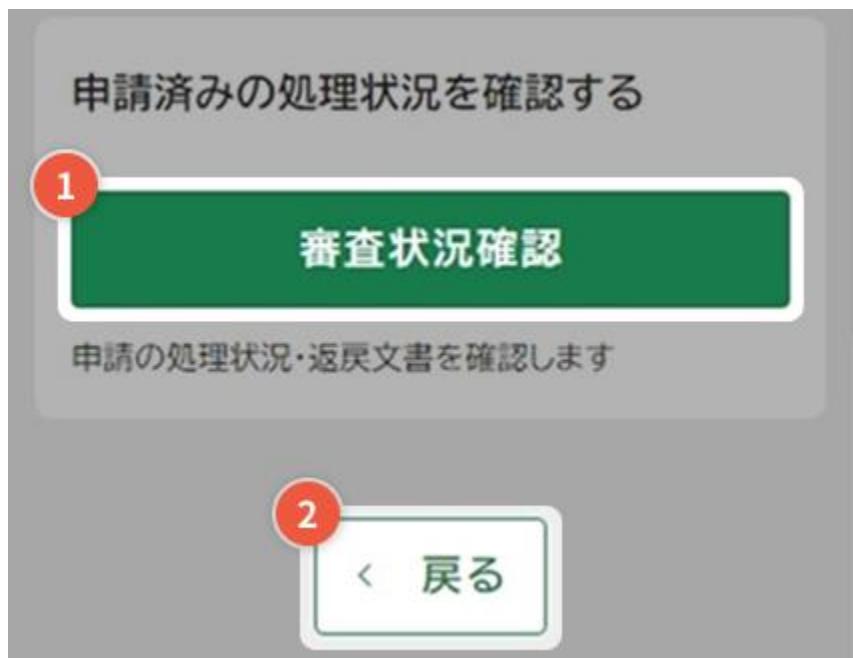


過去に保存したデータや返戻データを利用して申請を再開する場合は、「保存データを利用して申請」ボタンを押し、申請書種類選択画面へ遷移します。

>[健康保険ご加入の場合](#) ハ

## ●申請の状況を確認する場合

※船員保険の申請を行った場合は審査状況の確認をご利用いただけません。



### ① 「審査状況確認」ボタン

過去に行った申請の審査状況や返戻文書を確認する場合は、「審査状況確認」ボタンを押します。

「審査状況確認」ボタンを押した後、それぞれ以下の画面に遷移します。

加入者の場合：「資格選択画面」

> 2-2 資格を取得・選択する ヘ

社会保険労務士の場合：「審査状況確認画面」

> 3-1 電子申請サービスへのアクセスから審査状況の確認まで ヘ

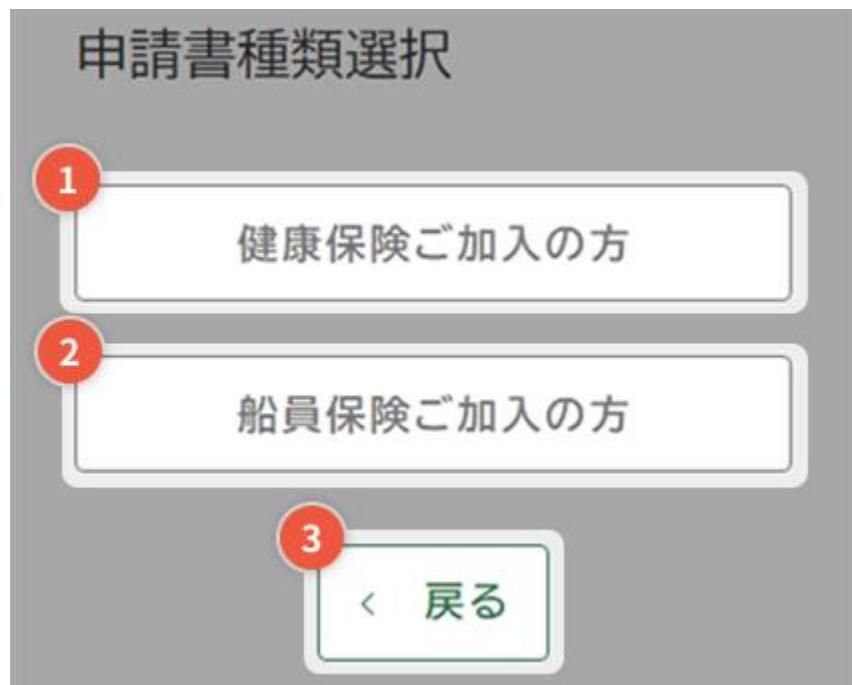
### ② 「戻る」ボタン

「戻る」ボタンを押すと、前のページに戻ります。

※社会保険労務士の場合「戻る」ボタンが押せません。トップページから再度電子申請を開始する場合は、ログアウトします。

> 4-2 ログインする ヘ

## 4. 申請書の選択



### ① 「健康保険ご加入の方」ボタン

健康保険ご加入の被保険者の方、または被扶養者の方の申請は、「健康保険ご加入の方」ボタンを押します。

> [健康保険ご加入の場合](#) へ

### ② 「船員保険ご加入の方」ボタン

船員保険ご加入の被保険者の方、または被扶養者の方の申請は、「船員保険ご加入の方」ボタンを押します。

> [船員保険ご加入の場合](#) へ

### ③ 「戻る」ボタン

「戻る」ボタンを押すと、前のページに戻ります。

### ●メニュー画面で「保存データを利用して申請」を選択した場合

※船員保険の申請を行った場合は保存データを利用した申請をご利用いただけません。



保存データを利用して申請を行う場合、「健康保険ご加入の方」が自動で選択されます。

## ●健康保険ご加入の場合



給付に関する希望の申請を押します。

## 証交付に関する申請



資格確認書・  
高齢受給者証が  
必要なとき



医療費が高額に  
なりそうなとき  
  
限度額適用認定等

証交付に関する希望の申請を押します。

## 任意継続に関する申請



退職したとき  
  
任意継続資格取得



任意継続被保険者  
向け手続き・申請

任意継続に関する希望の申請を押します。

## 資格・給付等に関するその他の申請



高額な医療費や出産費用について貸付を希望するとき



資格・給付に関するその他の申請

その他に関する希望の申請を押します。



健診・保健指導に関する希望の申請を押します。

社会保険労務士がログイン後当画面に遷移した場合、健診・保健指導に関する申請は表示されません。

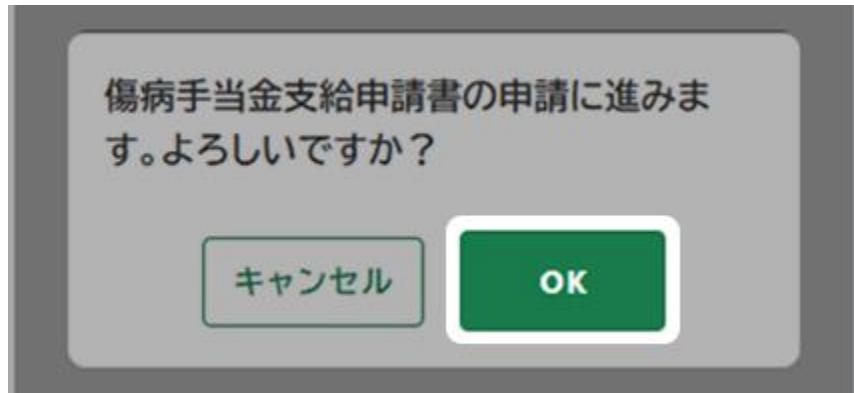


① 「戻る」ボタン

「戻る」ボタンを押すと、前のページに戻ります。

 **操作に関する注意事項**

この画面で「戻る」ボタンを押すと、内容がクリアされます  
ので、ご注意ください。



表示された内容で問題がなければ、「OK」ボタンを押します。

※画像は申請書種類選択の画面にて「病気やケガで会社を休んだとき」を押した場合の例

「OK」ボタンを押した後、それぞれ以下の画面に遷移します。

加入者の場合：「資格選択画面」

> 2-2 資格を取得・選択する へ

社会保険労務士で新規の申請を行う場合：「加入者情報入力画面」

> 2-3-1 ①申請内容を入力する へ

社会保険労務士で保存データを利用して申請を行う場合：「保存データアップロード画面」

> 2-3-1 ④保存データを利用して申請する へ

上記の画像が表示されない場合は、「申請書種類選択(詳細選択)」の画面が表示された場合を参照します。

※選択した希望の申請に複数の申請書が含まれている場合は、次の画面で申請書を選択する必要があります。

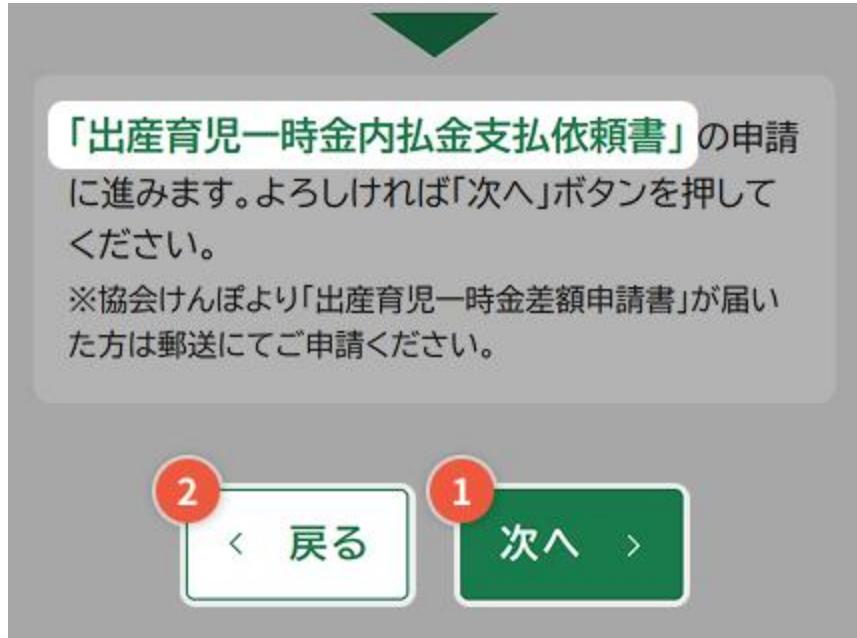
> [申請書種類選択\(詳細選択\)の画面が表示された場合](#) へ

● 申請書種類選択（詳細選択）の画面が表示された場合



該当する選択肢を押します。

※画像は申請書種類選択の画面にて「子どもが生まれたとき」を押し  
た場合の例



① 次へボタン

申請内容に間違いがないことを確認し、「次へ」ボタンを押します。  
※画像は「利用した(出産育児一時金内払金支払依頼書)」を押し  
た場合の例

「次へ」ボタンを押した後、それぞれ以下の画面に遷移します。

加入者の場合: 「資格選択画面」

> 2-2 資格を取得・選択する へ

社会保険労務士で新規の申請を行う場合: 「加入者情報入力画  
面」

> 2-3-1 ①申請内容を入力する へ

社会保険労務士で保存データを利用して申請を行う場合: 「保存  
データアップロード画面」

> 2-3-1 ④保存データを利用して申請する へ

## ② 「戻る」ボタン

「戻る」ボタンを押すと、前のページに戻ります。



### attention .....

#### 操作に関する注意事項

この画面で「戻る」ボタンを押すと、内容がクリアされます  
ので、ご注意ください。



## 操作に関するポイント

申請書種類選択の画面にて「医療費が高額になりそうなとき」を選択後、「限度額適用認定申請書」を選択した場合に限り、申請内容確認時にチェックボックスが表示されます。案内をご確認のうえ、問題なければチェックボックスを選択し、「次へ」ボタンを押します。

※チェックボックスが選択されていない場合「次へ」ボタンが押せません。

### 「限度額適用認定申請書」の申請に進みます。

申請の前にご確認ください。

マイナ保険証(健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)をお持ちであれば、この申請は不要です。

マイナ保険証を利用して受診することで、事前の手続きなしに、医療費を自己負担限度額までにおさえることができるようになります。マイナ保険証を持参のうえ医療機関等をご受診ください。

※一部の医療機関等はマイナ保険証をご利用いただけません。あらかじめ医療機関等におたずねいだすか、厚生労働省ホームページをご確認ください。( 厚生労働省のホームページではマイナ保険証利用対応の医療機関等が確認できます。)

マイナンバーカードの健康保険証利用登録については  
[こちら](#)

申請を希望する場合は、チェックを入れて「次へ」ボタンを押してください。



マイナ保険証を利用して医療機関を受診できる場合、限度額適用認定証の申請が不要になることについて確認しました

●船員保険ご加入の場合

申請書種類選択(船員保険)

お手続きされる申請を選択してください

船員保険の申請

船員保険給付に関する申請  
(職務外)

船員保険給付に関する申請  
(職務上)

船員保険疾病任意継続・  
その他適用に関する申請

船員保険の申請を選択します。

## 申請書種類選択(船員保険)

お手続きされる申請を選択してください

### 船員保険の申請

#### 船員保険給付に関する申請 (職務外)

一部負担金相当額支給申請書

療養費支給申請書(立替払)

療養費支給申請書(治療用装具)

療養費支給申請書(海外療養費)

傷病手当金支給申請書

葬祭料(費)支給申請書

選択してください



「▼」ボタンを押して該当する申請書を選択します。

※画像は「船員保険給付に関する申請(職務外)」を選択した場合の例

## 申請書種類選択(船員保険)

お手続きされる申請を選択してください

### 船員保険の申請

船員保険給付に関する申請  
(職務外)

船員保険給付に関する申請  
(職務上)

船員保険疾病任意継続・  
その他適用に関する申請

申請書を選択してください

申請書

傷病手当金支給申請書

2

戻る

1

次へ

① 「次へ」ボタン

「次へ」ボタンを押します。

※画像は「船員保険給付に関する申請(職務外)」、「傷病手当金支給申請書」を選択した場合の例

「次へ」ボタンを押した後、それぞれ以下の画面に遷移します。

加入者の場合：「資格選択画面」

> 2-2 資格を取得・選択する へ

社会保険労務士の場合：「申請書/添付書類アップロード画面」

> 2-3-3-① 書類をアップロードする

② 「戻る」ボタン

「戻る」ボタンを押すと前のページに戻ります。



attention .....

**操作に関する注意事項**

この画面で「戻る」ボタンを押すと、内容がクリアされます  
ので、ご注意ください。